

ほくぶまちづくり通信

北部(2の3)土地区画整理事業ニュース

第2号

発行日 2010. 8. 1



カワセミくん

[発行] 藤沢市まちづくり推進部北部地区整備事務所 ホームページ: <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hokubu/>
電話 0466-44-3411 E-メールアドレス: hokubu@city.fujisawa.kanagawa.jp

～産業と住宅が共存できるまちづくり～

いつも、北部第二(三地区)土地区画整理事業へのご協力ありがとうございます。

昨年、好評をいただきました「ほくぶまちづくり通信」の第2号が出来ました！今回は、現在進んでいる事業や、地域の代表者で構成される審議会の内容など、みなさまの「今、事業はどうなっているの？」にお答えする内容となっております。

今後もみなさま方のご理解をいただきながら、事業をすすめてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



「事業は進んでいるみたいだけど、主にどこを整備しているの？」

事業地区の東側にある石川下土棚線の整備を進めています！

石川下土棚線は、藤沢北警察署前から綾瀬方面に、北へ伸びる道路です。少しずつ、目に見えて道路が出来てきました。今後も、早期の完成を目指して整備を進めます。

整備中



整備後



湘南台大橋(土棚石川線)が開通しました！

土棚石川線は、いすゞ自動車東門付近から東に伸びる道路です。今年4月には、湘南台大橋を含む一部が暫定供用され、多くの車が利用しています！



案内図





「審議会は何をやっているの？」

地区の代表者が計画案について審議します

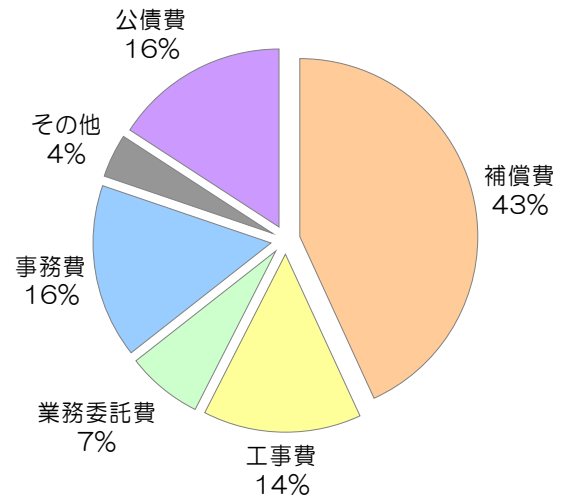
地区の代表者と学識経験者 19 名から構成される審議会では、市が計画した土地の再配置計画（仮換地案）等について、審議を行っています。今年も 4 月に行われて、計画の審議をいただいております。



「今年の予算は？」

約 11 億円です

当初予算として、約 11 億円を執行してまいります。また、予算の配分は以下のようになっています。



< よくある質問コーナー >

Q：「市が管理している土地の草刈は、いつやるのですか？」

A：夏と秋に順番に刈っております。

Q：「建物を建てたり工作物を設置する場合や、土地の切土・盛土などを行う際に必要な手続きは？」

A：通常の建築確認申請等（建築物、一定規模を超える工作物）と別途に土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要となりますので、あらかじめ北部地区整備事務所に相談してください。

Q：「土地および建物の権利者が変わった場合の手続きは？（登記事項が変更された場合）」

A：事務所にて申請書に必要事項を記入の上、登記事項証明（コピー可）を添付して提出してください。

Q：「換地とは何ですか？」

A：土地区画整理事業では、道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、個々の宅地の条件を考慮しながら、最も利用しやすいように宅地の再配置を行います。このように、もとの宅地に対して置き換えられた宅地を換地といいます。



※ まちづくり通信は、北部地区整備事務所および市民センター、まちづくりみどり推進課にて配布しております。